

報酬等基準表

(税別)

事件等	報酬等の名称	単位 (時間、経済的利益、 事件の種類、通数)	弁護士報酬の額	備考
法律相談	相談料	30分	5000円	
訴訟事件	着手金	300万円以下	8%	最低額は15万円です。 同一案件につき、民事交渉又は調停事件から訴訟事件に移行した場合は、左記の1/2とします。
		3000万円以下	5%+9万円	
		3億円以下	3%+69万円	
	報酬金	300万円以下	16%	
		3000万円以下	10%+18万円	
		3億円以下	6%+138万円	
民事交渉 調停事件及び	着手金	交渉事件	訴訟事件の2/3	
		調停事件		
	報酬金	交渉事件	訴訟事件の2/3	
		調停事件		
離婚交渉・離婚調停 及び離婚訴訟事件	着手金	交渉事件	20万円	財産分与・慰謝料請求は、別途訴訟事件基準によります。 同一案件につき、離婚交渉から調停事件に移行した場合及び離婚交渉又は調停事件から訴訟事件に移行した場合は、左記の1/2とします。
		調停事件	30万円	
		訴訟事件	40万円	
	報酬金	交渉事件	20万円	財産分与・慰謝料請求は、別途訴訟事件基準によります。
		調停事件	30万円	
		訴訟事件	40万円	
事件産	着手金	個人	30万円	法人・個人事業主の規模により異なります。
		法人・個人事業主	50万円以上	
生民事事件再	着手金	個人	30万円	法人・個人事業主の規模により異なります。
		法人・個人事業主	60万円以上	
遺言書作成	手数料	定型	15万円	公正証書にする場合は左記に3万円を加えた額とします。
		300万円以下	20万円	左記は非定型(特に調査を要する)遺言についてです。 公正証書にする場合は左記に3万円を加えた額とします。
		3000万円以下	1%+17万円	
		3億円以下	0.3%+38万円	
係法律査	手数料	基本	15万円	金融機関への名義変更手続きを含みます。
		相続	30万円	
の契約書等 作成	手数料	額面1000万円未満	10万円	公正証書にする場合は左記に3万円を加えた額とします。
		額面1億円未満	30万円	
		額面1億円以上	30万円以上	
作郵証内 成便明容	手数料	1通	5万円	
その他	日当	4時間未満	3万円	
		4時間を超える	5万円	
	報酬金	-	実費相当額	

上記が原則となりますが、事案により協議させていただく場合があります。
上記に該当しない案件につきましては、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準によります。